国民年金保険料免除制度について

前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の全額または一部の納付が免除される制度です。

○免除期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、保険料を納付した場合に比べ、
・全額免除期間は２分の１
・半額免除期間は４分の３
・４分の３免除は８分の５
・４分の１免除は８分の７
の額にそれぞれ減額されます（免除されていない分の保険料を納付しなければ未納扱いになります）。

○免除基準

・申請者、配偶者、世帯主の前年所得
・失業や災害により納付が困難な場合は、本人所得に関わらず承認される場合あり
※学生でない30歳未満の方は、申請者、配偶者のみの前年所得が基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます（若年者納付猶予制度）。ただし、猶予期間は老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。

○平成24年度（平成24年７月から平成25年６月）に全額免除または若年者納付猶予が承認された方

引き続き免除等を希望される場合、継続申請の手続きをされた方は、申請書の提出は不要です。継続申請をしていない方、または失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

学生納付特例制度について

学生の方で、前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度です。申請には学生証等が必要です。

○対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（１年以上の課程に在籍）等に在籍する昼間部、夜間部、定時制、通信制課程に在学の学生、生徒

○学生納付特例期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。

○学生納付特例基準

・申請者の前年所得得
・失業や災害により納付が困難な場合は、所得に関わらず承認される場合あり

○平成24年度学生納付特例が承認された方

引き続き申請される方は、年金事務所から送付された申請書（ハガキ）を４月中に提出してください。

●**問合せ先**／区保険年金課保険給付・年金担当（☎592-3109）

情報掲示板

文字の見方
時＝日時　費＝費用
場＝場所　必＝必要なもの
対＝対象　申＝申込方法
定＝定員　問＝問合せ先

市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール
受付時間　午前８時～午後９時（年中無休）
☎（075）661-3755、FAX（075）661-5855
電子メール（以下のホームページから）
パソコン　http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html
携帯電話　http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/

申請・手続き

４月30日は、固定資産税・都市計画税第１期分の納期限です。
○納期限を過ぎると、延滞金がかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。
○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
問課税内容／土地家屋＝固定資産税課（☎592-3164）償却資産＝市資産税課（☎213-5214）、納付相談／土地家屋＝納税課（☎592-3310）償却資産＝市納税推進課（☎213-5468）、口座振替／市納税推進課（☎213-5466）

■平成25年度介護保険料通知書の送付について

京都市の介護保険第１号被保険者（65歳以上の方）を対象に、平成25年度の介護保険料の通知書を、４月下旬までにお届けします。

今回の通知書でお知らせする保険料は、平成24年度の市民税をもとに仮に計算したものです。平成25年度の市民税が確定した後の７月に保険料を計算し直し、改めて通知書をお届けします。
○平成25年４月の年金から保険料の引き落とし（特別徴収）が開始となる方・口座振替の方＝通知書に納付書は付いていません。
○平成25年６月の年金から保険料の引き落とし（特別徴収）が開始となる方＝今回の通知書に４月分・５月分の２枚の納付書が付いています。
○それ以外の方＝今回の通知書に４月分から６月分までの３枚の納付書が付いています。

納付書が付いている場合は、納期限までに最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。毎月、納付書で直接お納めいただく方には、便利な口座振替をお勧めします。

申し込みは、次の１～３のものをお持ちのうえ、取引口座のある金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）で申し込みください。
１「介護保険料の通知書」
２「預金通帳」または「貯金通帳」
３「口座届出印」
○平成25年２月の年金から保険料が引き落とし（特別徴収）された方＝今回の通知はありません。４、６、８月の年金からの引き落としは２月と同額となります。平成25年度の確定した保険料と10月以降の引き落とし額は、７月にお知らせします。
○譲渡所得等により平成24年度の保険料段階が大きく変更になった方＝申請により平成25年８月の特別徴収額（仮徴収額）を変更できる場合があります。申請については、平成25年５月中に手続を行ってください。問区福祉介護課介護保険担当（☎592-3290）

■京都市国民健康保険からのお知らせ

―保険料の納付は、口座振替をご利用ください―

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなくとても便利です。

お申し込みは、領収書または納入通知書など国民健康保険記号番号（後期高齢者医療制度は、被保険者番号と徴収番号）のわかるもの、預金（貯金）通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、郵便局、または区保険年金課のいずれかの窓口へお越しください。

申し込み後、手続きが完了するまで２カ月ほどかかります。お早目にお申し込みください。
※国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードをお持ちであれば保険年金課窓口で申し込み手続きが完了します。
※特別徴収の対象の方で、口座振替での納付に変更することを希望される場合は、区保険年金課へ口座振替の申し込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。問区保険年金課資格担当（☎592-3105）

保険料の納め忘れはありませんか

保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金等の財産を差し押さえます。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。問区保険年金課徴収推進担当（☎592-3107）

■後期高齢者医療制度からのお知らせ

平成25年度の後期高齢者医療保険料の額や納付方法は、次のとおりです。

特別徴収（年金からの天引き）の方

平成24年度から引き続き、特別徴収される方は、平成25年２月に特別徴収された額と同額の保険料額が、平成25年４、６、８月に支給される年金から特別徴収されます（仮徴収）。平成25年度の正式な保険料額と、平成25年10、12月および26年２月に特別徴収する保険料額については、７月にお知らせします（平成25年４月にお知らせは送付しません）。

平成25年４月から新たに保険料が特別徴収される方は、平成24年度の保険料額に基づいて平成25年４、６、８月に特別徴収する額を決定しています（該当の方に、別途１月にお知らせを送付しています）。

普通徴収（納付書による納付または口座振替）の方

平成25年度の正式な保険料額と、７月～平成26年３月の納付額は、平成25年度の市民税額決定後、７月にお知らせします（平成25年４月にお知らせは送付しません）。４月から６月の納付はありません。問区保険年金課資格担当（☎592-3105）

相　談

■無料法律相談
時毎週水曜日（閉庁日を除く）。13:15～15:15。場区第２会議室。定15名。申当日８:30から整理券配布。先着順。問区まちづくり推進担当（☎592-3088）

■無料行政相談
時５月９日（木）13:30～16:00。場区第２会議室。問区まちづくり推進担当（☎592-3088）

■行政書士の市民困りごと無料相談
時５月21日（火）14:00～16:00。場区第２会議室。問京都府行政書士会第６支部事務局（☎583-3230）

イベント・講座

■山科図書館（☎581-0503）

［子ども読書の日］おたのしみ会
時４月20日（土）11:00～。
時４月21日（日）11:00～。

講演会＜山科を知ろう④＞
時５月９日（木）17:00～
「三条街道の車道・車石」
講師：久保　孝　氏

よんでよんで赤ちゃんの会
時５月13日（月）11:00～。
赤ちゃんと整体しよう

■移動図書館「こじか号」巡回（☎801-4196）

４月22日（月）
10:00～10:50　場西野山分譲集会所前
11:10～11:40　場山階南小学校
13:00～13:40　場陵ヶ岡小学校

４月24日（水）
10:00～10:40　場大塚小学校
11:00～11:40　場大宅小学校

募　集

■地域子育て相談事業

①ひよこ「こいのぼりをつくろう」
時４月24日（水）14:00～。車＝来園可能。

②園庭で元気に遊ぼう!!
時５月15日（水）14:00～。車＝来園不可能。
場①、②ともアヴェ・マリア幼稚園（御陵中筋町3）。対①、②とも１歳５ヶ月～の未就園児。費①、②とも200円（おやつ・お茶付）。申①、②とも電話で必要。問アヴェ・マリア幼稚園（☎592-6404）

案　内

■献血会
時４月24日（水）10:00～11:30と12:30～16:00。場百々自治会館（百々小学校）。
時５月９日（木）10:00～11:30と12:30～16:00。場山科団地市営住宅集会所。
時５月17日（金）10:00～11:30と12:30～15:30。場陵ヶ岡小学校。問区保健センター管理担当（☎592-3474）

戦没者遺族相談員について

戦没者遺族の年金等に関する相談に応じ、必要な助言等を行う戦没者遺族相談員は、戦没者遺族の福祉の増進を図るため、厚生労働大臣から委託を受け、各市町村に設置されています。

なお、現在委託を受けている方の任期は、平成25年９月30日までです。
相談員：廣田　正子氏　電話番号：571-1783
●**問合せ先**／区福祉介護課福祉担当（☎592-3214）

山科中央公園グラウンドの使用範囲縮小

「山科三条雨水幹線（その１）公共下水道工事」（上下水道局）を予定しており、山科中央公園グラウンドの一部を工事ヤードとして利用します。そのためグラウンドの使用範囲が一部縮小されます。

●**期間**／平成25年６月１日から平成29年３月31日（予定）まで
●**工事ヤード設置目的**／下水道管築造（トンネル）工事の基地
●**問合せ先**／市文化市民局市民スポーツ振興室（☎366-0168）
市上下水道局下水道部下水道建設事務所（☎602-2602）

●**工事ヤードの予定範囲**

ごみ減量の取組に関する助成制度

区役所・支所等で配布中の申込書で、①②は、26年３月31日、③は、２月28日（必着）までにお申し込みください。いずれもその他要件・審査があります。

①コミュニティ回収登録団体募集
●**対象**／地域で自主的に古紙・古着・缶・びん等を回収する団体
●**募集数**／全市で300件
●**助成内容**／チラシの作成や回収等に必要な費用の一部
●**助成額**／年間10,000円～15,000円（応募時期・回収品目により異なる）

②てんぷら油回収登録団体等募集
●**対象**／家庭から排出される使用済てんぷら油を定期的に回収する団体・個人
●**募集数**／全市で100件
●**助成内容**／チラシの作成や油の回収に必要な費用の一部
●**助成額**／年間5,000円～20,000円（応募時期・回収拠点数により異なる）

③落ち葉等堆肥化活動団体募集
●**対象**／落ち葉等の堆肥化を行うおおむね10世帯以上の市民団体
●**募集数**／全市で30件
●**助成内容**／チラシの作成や堆肥化活動に必要な費用
●**助成額**／上限50,000円
●**問合せ先**／山科エコまちステーション（☎366-0184）

「山科駅周辺おでかけマップ」を作成しました

公共交通をより使いやすいものとするため、山科駅を中心として、地下鉄など鉄道やバスの時刻表と路線図の情報を記載したおでかけマップを、小野駅、椥辻駅に続き、山科駅でも作成しました。このマップは、山科駅近隣の安朱学区および音羽学区のほか、新たにバス路線が新設される鏡山学区、陵ヶ岡学区に配布するとともに、各鉄道駅や、京阪バス山科営業所でもお配りしています。

●**問合せ先**／区まちづくり推進担当（☎592-3088）

生活安全スポットニュース

「市内においてひったくりが多発しています」

◎**ひったくりの特徴**
○犯人の９割以上がバイクを使用
○暗くなった時間帯に被害が集中
○半数は自転車の前カゴからの被害

◎**防犯のポイント**
◆人通りのある明るい道を選びましょう　◆バッグは道路側ではなく建物側に持ちましょう　◆ショルダーバッグはたすき掛けにして肩に掛けましょう　◆自転車の前カゴにはバッグの上に防犯ネット、カバーなどを掛けましょう

「ドライバーの皆さん　交通死亡事故が多発しています」

◎**二輪車に注意**
○**右折時、直進のバイクに注意！**／自転車とバイクの右直事故やサンキュー事故が多発しています。右折をする時は、対向車の陰のバイクの存在を予測し、慎重に曲がりましょう。
○**見落としに注意！**／バイクは車体が小さいため、車の死角に入ったり、見落とすことがあります。また、実際より遅いと感じたり、遠くにいると錯覚することも多いので注意が必要です。
○**左折時、巻込みに注意！**／左折する時は、ミラーだけに頼らず、必ず目視し、バイクや自転車等を巻き込んだりしないか、よく確認しましょう。
●**問合せ先**／山科警察署（☎575-0110）

市政懇談会が開催されました

３月15日、区民と市政をつなぐパイプ役として活躍されている山科区市政協力委員連絡協議会の各学区会長と門川京都市長との懇談会が開かれました。

懇談会では、連絡協議会会長会の中川代表が、「環境に対する活動など山科区の様々な取組について率先して推進していきたい」とあいさつされました。また、市長からは、日ごろの取組や活動に対する感謝と、市政の発展に向けて、より一層の協力を呼びかけられ、市長と参加者との活発な意見交換が行われました。

●**問合せ先**／区まちづくり推進担当（☎592-3088）

京都市市民憲章推進者区長表彰

３月８日、区役所において京都市市民憲章推進者区長表彰式が行われました。平成24年の推進テーマ＜「市民力」、「地域力」で切り拓こう未来の京都～いつまでも「京都に住んでいて良かったね。」と言えるまちを目指して～＞と５つの実践目標に基づき、活動を推進してこられた区民14名と９団体に、区長から表彰状が贈られました。

実践目標
①「DO YOU KYOTO？（環境にいいことしていますか？）」を合言葉に環境にやさしい暮らしを実践しましょう【環境保全活動等】
②みんなで支え合いながら、安心・安全に暮らせるまちをきずきましょう【安心・安全なまちづくり、福祉、スポーツ活動、人権全般等】
③散乱ごみや放置自転車のない緑豊かな美しいまちにしましょう【美化活動等】
④自然・景観や伝統、文化財をはじめ、世界に誇る京都の財産を大切に守り伝えましょう【芸術文化、伝統芸能、文化財保護、景観保全活動等】
⑤国内外の旅行者をおもてなしのこころで迎えましょう【観光関係等】

個人の部
新谷　義隆さん（勧修）
池村　徳子さん（勧修）
千葉　武　さん（山階）
宮﨑　哲雄さん（山階）
宮本　昌子さん（鏡山）
藤本　信夫さん（音羽）
山下　義人さん（音羽）
山田　博夫さん（安朱）
富田　正男さん（陵ヶ岡）
池田　歳和さん（大宅）
西村　光二さん（大宅）
服部　明美さん（山階南）
岡田　榮子さん（西野）
中松　祥二さん（西野）

団体の部
大宅橋会、小野蚊ケ瀬会、鏡山学区獣害対策チーム、音羽学区獣害対策チーム、安朱学区獣害対策チーム、陵ヶ岡学区獣害対策チーム、大宅学区獣害対策チーム、百々学区獣害対策チーム、小野学区獣害対策チーム

●**問合せ先**／区まちづくり推進担当（☎592-3088）

■固定資産税の住宅用地に関する申告について■

住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）は、固定資産税が軽減されています。

◇**納税者の皆さまへのお願い**
・住宅用地を店舗や貸しガレージなど住宅以外の用途の敷地に変更された場合や住宅以外の敷地から住宅用地に変更された場合は、物件のある区役所・支所の固定資産税担当課へ必ず申告してください。

●**問合せ先**／区固定資産税課（☎592-3164）